



2025年12月24日

各 位

会 社 名 株式会社キャストリコ  
(コード番号 6695 TOKYO PRO Market)  
代表者名 代表取締役社長 佐川 達也  
問合せ先 常務取締役企画・管理本部長 都留 顕二  
T E L 03-6910-1651  
U R L <https://www.castrico.co.jp/>

### 決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日2025年12月24日開催の取締役会において、2026年1月29日開催予定の第31回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

2025年8月5日付で公表しました「株式会社NFKホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」の通り、株式会社NFKホールディングスが当社の親会社となりました。当社は「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号）に準拠して親会社の決算期（毎年3月31日）に統一するため、また、グループ運営の推進、経営計画の策定や業績管理など、経営及び事務運営の効率化を図るため、決算期を変更することといたしました。

#### (2) 決算期変更の内容

現 在：毎年10月31日

変更後：毎年3月31日

#### 2. 定款の一部変更

変更の内容は別紙のとおりであります。

また、事業年度の変更に係る経過措置として、2026年3月期（第32期）は、2025年11月1日から2026年3月31日までの5ヶ月間の決算期間となるため、附則を設けるものであります。

#### 3. 日程

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2026年1月29日（木）（予定） |
| (2) 定款変更の効力発生日      | 2026年1月29日（木）（予定） |

別紙

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1条～第38条 (条文省略)	第1条～第38条 (現行通り)
第7章 計 算 (事業年度) 第39条 当会社の事業年度は、 <u>毎年11月1日</u> から <u>翌年10月31日</u> までの年1期とする。	第7章 計 算 (事業年度) 第39条 当会社の事業年度は、 <u>毎年4月1日</u> から <u>翌年3月31日</u> までの年1期とする。
(剩余金の配当) 第40条 (記載省略) 2 前項に定める場合のほか、取締役会の決議によつて、 <u>毎年4月30日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項前項に定める剩余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。 3 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。	(剩余金の配当) 第40条 (現行通り) 2 前項に定める場合のほか、取締役会の決議によつて、 <u>毎年9月30日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項前項に定める剩余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。 3 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。
第41条 (条文省略) (新設)	第41条 (現行通り) 附則 (事業年度変更にかかる経過措置) 第1条 第39条（事業年度）の規定にかかわらず、第32期事業年度は2025年11月1日から2026年3月31日までの5ヶ月とする。 なお、本条は、第32期事業年度終了後、これを削除する。